

委 託 業 務 仕 様 書

(四日市市上下水道局)

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（平成27年11月）」を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受注者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

(特記仕様書)

第3 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

(配置技術者要件)

第4 本業務に配置する技術者については、下記の要件を求めます。

- 1 管理技術者
上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士を配置すること。
- 2 照査技術者
上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士を配置すること。
- 3 管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報という。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市上下水道局（以下「甲」という。）は必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

四日市市上水道事業変更認可申請書作成業務委託

特記仕様書

1. 業務目的

本市水道事業は、昭和3年の創設以来、給水区域の拡大、給水人口及び給水量の増加に対応する幾度の変更認可を行っている。その後、平成22年に第二水道施設整備計画の変更認可を行い、現在は、平成31年に策定した第三期水道施設整備計画に基づき事業を行っている。

本業務では、小牧水源地における紫外線照射設備の導入の必要性が生じ、また、小牧系取水井の更新を行うことに伴い、浄水処理方法の変更及び取水地点の変更を要件とする認可申請書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

本業務は、認可申請書、水道台帳及び厚生労働省との協議等の資料を作成する。

業務にあたっては、「(仮称)小牧水源地浄水施設等基本設計業務委託(令和2年度発注予定)」において実施する紫外線照射試験等について調整すること。

また、下記の報告書等を参考とすること。

- ・「四日市市上水道事業第二期水道施設整備変更認可申請書(平成21年度)」
- ・「四日市市水道事業基本計画等策定業務委託(平成29年度)」
- ・「小牧水源地取水施設等更新設計業務委託(令和元年度)」

1) 現況把握

(1) 現況の把握

現況施設及び予定地点に関する現地調査を実施する。また、必要となる資料・図面を収集整理し、地域の特性及び水道事業の特性を把握する。

2) 認可設計

(1) 基本事項の決定

目標年度における計画給水区域、計画給水人口・給水量及び水源の設定を行う。また、系統別の取水計画及び配水計画を作成する。

(2) 浄水方法の決定

水源水質等のデータ等をもとに、小牧水源地において紫外線処理設備を設置するための説明資料を作成し、浄水方法を決定する。

なお、別途発注する紫外線照射試験結果をもとに業務に行うこと。

(3) 施設計画、水理・構造計算及び設計図作成

基本事項に基づき施設計画を作成し、主要な施設の水理・構造計算（管網計算含む）を行う。また、水道法施行規則第1条の2に基づく添付書類に必要な図面の作成及び編集を行う。

(4) 概算事業費の算出

施設計画に基づき、施設別工事費及び全体事業費を算出し、年度別事業費及び財源の設定を行う。なお、変更要件以外の施設整備費については、発注者より提供する。

(5) 財政計画

施設計画及び料金水準の検討等に基づき、経常収支の概算をとりまとめる。

(6) 申請書類の作成・水道台帳の作成

以上の結果に基づき下記の書類の作成し、厚生労働省との協議を行い、認可申請書及び水道台帳を作成する。

- ・水道法施行規則第1条の2に基づく添付書類
- ・水道法第7条に基づく水道事業計画書の作成
- ・水道法第7条に基づく工事設計書の作成
- ・通達（水道法の施行について）に基づく水道台帳の作成

3. 提出成果品

提出成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 認可申請書（A4版・金文字製本） | 4部 |
| ② 水道台帳（A4版・製本） | 4部 |
| ③ 上記の電子媒体（加工、修正可能なもの） | 一式 |

4. 準拠すべき図書及び基準等

- ① 水道事業等の認可の手引き（令和元年9月版）（厚生労働省）
- ② 改正水道法の施行について（厚労省水道課長通知、H14.3.27）
別添（水道台帳様式）
- ③ 関連法令
（水道法、同施行令、同施行規則、水道施設の技術的基準を定める手順）

特記仕様書（業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 令和1年度改訂版水道事業実務必携 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 設計等業務委託積算歩掛（案）（水道）（平成30年度改訂版） <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 見積書 <input checked="" type="checkbox"/> 積算単価 三重県設計単価（平成31年4月1日制定・令和2年3月1日一部改訂）
イ 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県業務委託共通仕様書【平成27年11月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書【平成28年7月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日（休日を含む）以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果品の提出部数は、 <input checked="" type="checkbox"/> 報告書 A4版 両面印刷 <input type="checkbox"/> 図面 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面（A3相当） <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体 とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果品あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果品の大きさについてはA4版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子媒体で提出する仕様については、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名：（仮称）小牧水源地浄水施設等基本設計業務委託） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（令和2年度中での変更認可を予定する。）
カ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
キ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 本委託業務は設計VE方式を採用する。
ク その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 打合せや設計協議等の記録は受託者が作成し、委託者の確認を得ること。 <input checked="" type="checkbox"/> 打合せ協議は、初回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せとする。

- (注)
- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局